

- 理
- (4) 第12条第1項の規定による野犬等を捕獲及び収容する者の指定並びに野犬等の捕獲及び収容
 - (5) 第13条の規定による治療その他必要な措置(野犬等に係るものに限る。)
 - (6) 第14条第1項の規定による通知及び公告
 - (7) 第14条第3項の規定による野犬等の処分
 - (8) 第15条の規定による動物の譲渡(野犬等に係るものに限る。)
 - (9) 第16条第1項の規定による野犬等の駆除
 - (10) 第16条第2項の規定による住民に対する周知
 - (11) 第18条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による発生した事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理
 - (12) 第18条第2項の規定による獣医師の指定
 - (13) 第20条の規定による飼い主に対する措置命令
 - (14) 第21条第1項の規定による立入検査等

- 第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- (委員長)
- 第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。
- (会議)
- 第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、3年とする。
(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2中

「地方薬事審議会の委員及び専門委員」を

「地方薬事審議会の委員及び専門委員
地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の委員及び臨時委員」に改める。

病院事業局

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第17号

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)

第11条第3項の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第18号

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例(昭和23年長野県条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表)(第2条関係)

区分	項目	単位	金額
1 水質理化学試験	(1) 定性試験	1件1成分	5,500円
	(2) 定量試験	〃	1,900円以上14,000円以下の範囲内で知事が定める額

2 土壌、スラッジ及び粉じんの理化学試験	(1) 定性試験	〃	5,500円
	(2) 定量試験	〃	4,200円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額
3 生物試料の理化学試験	(1) 定性試験	〃	5,500円
	(2) 定量試験	〃	7,200円以上13,000円以下の範囲内で知事が定める額
4 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の試験	(1) 定性試験	〃	2,700円
	(2) 定量試験	〃	4,400円
5 毒物劇物試験	(1) 定性試験	〃	3,300円
	(2) 定量試験	〃	4,300円
6 生薬試験	(1) 定性試験	〃	6,900円
	(2) 定量試験	〃	3,100円以上14,000円以下の範囲内で知事が定める額
7 有害物質を含有する家庭用品の試験	1 件 1 材質	5,000円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	
8 食品衛生理化学試験	(1) 定性試験	1 件 1 成分	13,000円
	(2) 定量試験	〃	2,400円以上11,000円以下の範囲内で知事が定める額
9 栄養成分試験	〃	7,800円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	
10 有機系残留農薬試験	〃	13,000円以上21,000円以下の範囲内で知事が定める額	
11 ポリ塩化ビフェニル試験	〃		30,000円
12 フタル酸エステル試験	〃		12,000円
13 温泉の試験検査	(1) 小分析試験	1 件	32,000円
	(2) 分析試験	〃	66,000円
	(3) ラドン検定による検査	〃	9,300円
	(4) 可燃性天然ガス試験	〃	11,000円
14 環境衛生の化学試験	1 件 1 成分		3,300円
15 簡易な化学試験	〃		2,400円
16 簡易な物理学試験	1 件 1 項目	1,600円以上2,700円以下の範囲内で知事が定める額	
17 簡易な生物学試験	1 件		3,600円
18 ウイルス検査	〃	9,200円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額	
19 細菌検査	1 件 1 種目	4,600円以上14,000円以下の範囲内で知事が定める額	
20 1から19までに掲げる試験検査に属さない試験検査	1 件 〔1 件 1 成分 1 件 1 材質 1 件 1 項目 1 件 1 種目〕	5,500円以上88,000円以下の範囲内で知事が定める額	
21 1から19までに掲げる試験検査であつて、依頼者が特にその日時を限定したもの	〃	1から19までに掲げる金額の2倍の額	
22 諸証明書	1 枚		1,200円

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

環境政策課

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第19号

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例（昭和27年長野県条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の1 試験の項中 「460」 を 「470」 に改め、同表の2 検査の項中 「800
350」 を 「830
350」 に、「680」 を 「710」 に改め、同表の6 施術の項中 「ウ 黄体除去」 「」 「740」 を

ウ 黄体除去	''	740
(2) 受精卵移植（牛に係るものに限る。）		
ア 過排卵処理	''	21,000
イ 受精卵の採取	''	31,000
ウ 受精卵の凍結処理	''	5,000
エ 受精卵の移植	''	5,400

に、「(2)」を「(3)」に、「(3)」を「(4)」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

園芸畜産課

国営中信平二期土地改良事業負担金等徴収条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第20号

国営中信平二期土地改良事業負担金等徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第90条第2項及び第90条の2第1項の規定により、国営中信平二期土地改良事業（以下「国営土地改良事業」という。）に係る負担金及び特別徴収金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

（負担金の徴収）

第2条 負担金は、国営土地改良事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地について法第3条に規定する資格を有するものから徴収する。

2 前項の場合において、同項に規定する者が国営土地改良事業の

施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、その者に対する負担金に代えて、当該土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

（負担金の額）

第3条 負担金の総額は、次の表の左欄に掲げる工事の区分に応じ、当該工事に係る事業に要した額に、それぞれ同表の右欄に定める負担率を乗じて得た額の合計額とする。

区分	負担率
指定工事（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の2第4項第2号に規定する指定工事をいう。以下この表及び次条第2項において同じ。）	梓川頭首工 300分の20
	梓川幹線 300分の25
指定工事以外の工事	300分の25

2 負担金の額は、前項に規定する負担金の総額に、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地であって前条第1項に規定する者が法第3条に規定する資格を有しているものの面積の当該事業の施行に係る地域内の同条に規定する資格に係る土地の面積に対する割合を基準として知事が定める割合を乗じて得た額とする。

（負担金の徴収方法）

第4条 第2条第1項又は第2項の規定により徴収する負担金は、元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）により徴収する。ただし、当該負担金の徴収を受ける者からの申出があるときは、その負担金の全部又は一部について一時支払の方法により徴収することができる。

2 前項本文に規定する元利均等年賦支払の支払期間（据置期間2年を含む。）は、国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものについて国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、当該事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の翌年度から起算して17年とし、その利率は、年5パーセントとする。ただし、当該事業が完了する以前において、指定工事が完了し、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について負担金の徴収を受ける者から当該指定工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合には、当該負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度から起算する。

（特別徴収金）

第5条 国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について法第3条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了について法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、当該土地を法第90条の2第1項に規定する目的外用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受け、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用

途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該事業による利益を受けていないものとなっている場合又は土地改良法施行令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から特別徴収金を徴収する。

- 2 前項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の特別徴収金の額は、国営土地改良事業について法第90条第1項の規定により県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として別に定めるところにより算定される額から当該事業について同条第2項、第4項又は第9項の規定により県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として別に定めるところにより算定される額を差し引いて得た額とする。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農地整備課

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第21号

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例

県営住宅等に関する条例（昭和35年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「決定」を「決定等」に、「第9条」を「第9条の3」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 入居者の公募及び決定等

第4条第1項を次のように改める。

県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされた者にあっては、第3号）に該当する者で、知事が許可したものとする。

- (1) 県内に居住し、又は勤務場所を有する者であること。
- (2) 法第23条各号（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。

以下「政令」という。）第6条第1項に規定する者にあっては、法第23条第2号及び第3号）に掲げる条件を具備する者であること。

- (3) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（第9条の2、第9条の3及び第23条の3第1項において「暴力団員」という。）でないこと。

第9条の次に次の2条を加える。

(同居の不承認)

第9条の2 知事は、県営住宅の入居者が法第27条第5項の承認を受けて同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承

認をしないものとする。

(入居の承継の不承認)

第9条の3 知事は、法第27条第6項の承認を受けようとする者又はその者が引き続き県営住宅で同居しようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしないものとする。

第23条の2の次に次の1条を加える。

(入居者等が暴力団員であるときの明渡し請求)

第23条の3 知事は、県営住宅の入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、当該県営住宅の入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

2 県営住宅の入居者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

第25条の2第2項第10号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第23条の3第1項の規定により入居者に明渡しを請求すること。

第25条の2第3項中「第2項及び第3項」の次に「、第9条の2、第9条の3」を「第23条第1項及び第3項」の次に「、第23条の3第1項」を加える。

第29条第1項中「第9条まで」を「第9条の3まで」に改め、「第19条」の次に「、第23条の3」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

住宅課

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第22号

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県証明事務手数料徴収条例（昭和32年長野県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の6中

「(2) 遺失届出証明手数料	400円」
----------------	-------

を

「(2) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）

第60条の規定による開発行為又は建築に関する証明

手数料	1,500円
-----	--------

「(3) 遺失届出証明手数料	400円」
----------------	-------

に、「(3)」を「(4)」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

建築指導課

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第23号

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務調査費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

総務課

特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第24号

特別会計設置条例の一部を改正する条例

特別会計設置条例（昭和39年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計	長野県高等学校等奨学資金及び遠距離通学費の貸与のための貸付資金の合理的な管理運営を図る。	1 独立行政法人日本学生支援機構からの交付金 2 貸付金返還金 3 寄附金 4 一般会計からの繰入金 5 その他諸収入	1 貸付金 2 事務費 3 国庫への返還金 4 一般会計への繰出金
---------------------	--	---	--

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第25号

長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例の一部を改正する条例

長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例（昭和25年長野県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「900円」を「1,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

教学指導課

える。

(23) 被疑者取調べの監督に関すること。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

警務課

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第26号

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察の組織に関する条例（昭和29年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第23号を同条第24号とし、同条第22号の次に次の1号を加

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第27号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

長野県地方警察職員定数条例（昭和29年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「249人」を「250人」に、「973人」を「979人」に、「1,005人」を「1,012人」に、「1,035人」を「1,042人」に、「3,830人」を「3,851人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

警務課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第28号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第26号を同項第28号とし、同項第15号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、同項第14号の次に次の2号を加える。

(15) 法第97条の2第1項第3号のイの規定による認知機能検査 認知機能検査手数料 650円

(16) 法第97条の2第1項第3号のイの規定による認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習

講習手数料 3,850円（長野県公安委員会が行う法第108条の2第1項第12号に掲げる講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は当該講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者に対する講習については、2,100円）

第12条第1号中「16,000円」を「13,000円」に改める。

別表第4の8中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">講習1時間について 2,050円</td><td style="padding: 2px;">を</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">講習1時間について 1,500円</td><td style="padding: 2px;">」</td></tr> </table>	講習1時間について 2,050円	を	講習1時間について 1,500円	」
講習1時間について 2,050円	を				
講習1時間について 1,500円	」				

〔	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,350円）</td><td style="padding: 2px;">2,350円</td></tr> </table>	5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,350円）	2,350円	〕
5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,350円）	2,350円			

に改め、同表の9中 「 6,150円 」 を

〔	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,350円）</td><td style="padding: 2px;">」</td></tr> </table>	5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,350円）	」	〕
5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,350円）	」			

に改める。

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第12条第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

警務課



信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則及び消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第9号

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則及び消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成18年長野県規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則

第1条中「信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例」を「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「者」を「法人」に、「から2月以内」を「の属する事業年度に係る当該法人の事業税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の25又は第72条の28の規定によって提出すべき申告書の提出期限（以下「申告書提出期限」という。）前30日までに、」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「者」を「法人」に、「から2月以内」を「の属する事業年度に係る当該法人の事業税に係る申告書提出期限前30日まで」に改める。

第3条中「者」を「法人」に、「ついて長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号。第5条において「県税条例」という。）第38条に規定する地方税法（昭和25年法律第226号。第5条において「法」という。）第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書を提出する期限」を「係る申告書提出期限」に改める。

第4条中「者は、前条に規定する申告書を提出する期限」を「法人は、当該課税免除を受けようとする事業税に係る申告書提出期限」に改める。

第5条中「ついて県税条例第38条に規定する法第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書を提出する期限」を「係る申告書提出期限」に、「県税条例」を「長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）」に改める。

様式第1号中「信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例」を「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」に、